

# 白井市心身障害者福祉連絡協議会補助金補助金交付要綱

所管課

障害福祉課

## 1 補助金の名称

白井市心身障害者福祉連絡協議会補助金

## 2 補助金交付の目的

市内の障がい者関係団体の融和と親睦、心身障がい者の福利厚生増進等を図る。

## 3 用語の定義

白井市心身障害者福祉連絡協議会とは、白井市在住の障がい当事者又はその家族が主たる会員である白井市内で活動する団体（以下「構成団体」という。）からなる組織体をいう。

## 4 補助対象

白井市心身障害者福祉連絡協議会

## 5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

## 6 補助額（率）

別紙に定める範囲内とする。

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

平成18年4月1日

## 9 改正履歴

令和6年4月1日

## 別紙

補助対象事業	補助限度額	補助対象経費
心身障害者福祉連絡協議会の運営事業	100,000円又は事業の実施に要した補助対象経費の額を比較して少ない方の額	白井市心身障害者福祉連絡協議会及び構成団体の活動に要する経費（次の①～③のいずれかに該当する活動に係るものに限る。）  ①各団体の融和と親睦を図るもの ②心身障害者の福利厚生を増進を図るもの ③各団体における会員の増進・増強を図るもの
構成団体の運営事業	構成団体1団体につき次に掲げる額又は各構成団体の事業の実施に要した補助対象経費の額を比較して少ない方の額  (1)会員数が15人未満の団体 35,000円  (2)会員数が16人以上の団体 70,000円	[補助対象外経費] ・人件費、賃金、慶弔費、交際費、食糧費（講師などの茶菓代を除く。）、その他自己資金による支出が適当と認められる経費 ・この要綱に基づく補助金以外の市による補助金の交付を受けた経費